

令和元年6月19日
午後2時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（14名）

3番	加藤克之	4番	高橋八重典
5番	永井利明	6番	鈴木みどり
7番	那須英二	8番	三宮十五郎
9番	早川公二	10番	平野広行
11番	三浦義光	12番	堀岡敏喜
13番	炭竈ふく代	14番	佐藤高 清
15番	武田正樹	16番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

16番	大原 功	3番	加藤克之
-----	------	----	------

4. 欠員（2名） 1番 2番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安藤正明	副 市 長	大木博雄
教 育 長	奥山 巧	総 務 部 長	渡邊秀樹
民生部長兼 福祉事務所長	宇佐美 悟	開 発 部 長	大野勝貴
教 育 部 長	立松則明	総務部次長兼 庁舎建設室長	伊藤重行
総務部次長兼 財政課長	安井文雄	開発部次長兼 農政課長	小笠原己喜雄
開発部次長兼 土木課長	伊藤仁史	会 計 管 理 者	横山和久
監査委員 事務局長	山下正己	総 務 課 長	佐藤文彦
秘書広報課長	安井幹雄	企画政策課長	佐野智雄
危機管理課長	伊藤淳人	税 務 課 長	佐藤雅人
収 納 課 長	細野英樹	市民課長兼 十四山支所長	鈴木博貴
保険年金課長	服部利恵	環 境 課 長	柴田寿文
健康推進課長	飯田宏基	福 祉 課 長	大木弘己

介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	藤井清和	児童課長	山守美代子
商工観光課長	横江兼光	都市計画課長	梅田英明
下水道課長	水谷繁樹	会計課長	伊藤えい子
学校教育課長	渡邊一弘	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	山森隆彦
図書館長	服部朋夫	歴史民俗資料館長	伊藤隆彦

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	安井耕史	書記	鷺尾里恵
書記	伊藤国幸		

7. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第33号 弥富市総合計画審議会条例及び弥富市行政改革推進委員会条例の一部改正について
- 日程第3 議案第34号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第35号 弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第36号 弥富市税条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第37号 弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について
- 日程第7 議案第38号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第39号 弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第40号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第10 議案第41号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第42号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第43号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第13 議案第44号 弥富市下水道条例の一部改正について
- 日程第14 議案第45号 弥富市汚水処理施設条例の一部改正について
- 日程第15 議案第46号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第16 議案第47号 市道の認定について
- 日程第17 議案第48号 令和元年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

- 日程第18 議案第49号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第50号 令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第51号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第52号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議員派遣について
- 日程第23 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

御報告をいたします。

学校関係者から、写真撮影の許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により許可をいたしましたので、御了承をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、大原功議員と加藤克之議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第33号 弥富市総合計画審議会条例及び弥富市行政改革推進委員会条例の一部改正について

日程第 3 議案第34号 公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について

日程第 4 議案第35号 弥富市長の給与の特例に関する条例の制定について

日程第 5 議案第36号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第 6 議案第37号 弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について

日程第 7 議案第38号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 8 議案第39号 弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第 9 議案第40号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第10 議案第41号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第11 議案第42号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第12 議案第43号 弥富市都市公園条例の一部改正について

日程第13 議案第44号 弥富市下水道条例の一部改正について

日程第14 議案第45号 弥富市污水处理施設条例の一部改正について

日程第15 議案第46号 弥富市道路占用料条例の一部改正について

日程第16 議案第47号 市道の認定について

日程第17 議案第48号 令和元年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第49号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第50号 令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第20 議案第51号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第21 議案第52号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第2、議案第33号から日程第21、議案第52号まで、以上20件を一括議題といたします。

本案20件に関し、審査の経過と結果の報告を委員長に求めます。

まず、平野行財政委員長。

○行財政委員長（平野広行君） それでは、行財政委員会委員長報告を行います。

行財政委員会に付託されました案件は、議案第33号弥富市総合計画審議会条例及び弥富市行政改革推進委員会条例の一部改正についてを初め20件です。本委員会は、去る6月13日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、総務部、開発部の所管する審査をいたしました。

まず、議案第33号弥富市総合計画審議会条例及び弥富市行政改革推進委員会条例の一部改正についてから議案第37号弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正についてまで、議案第43号弥富市都市公園条例の一部改正についてから議案第47号市道の認定についてまで、以上10件の一括審査をいたしました。

委員より、消費税増税に伴って市民の負担がふえてくるが、市が国に消費税を納めるのではなく、市のコストがふえることによる増額ということだが、ここは、市の努力により市民に負担をかけることのないようにはできないかとの質問に、市側より、電気料、委託料などで施設管理をしているので、転嫁をさせていただきたいとの答弁があり、市には、消費税が上がることによって交付税が増額されるが、その部分で見られないのかとの質問に、市側より、基準財政需要額に算入される一方、社会保障に使うということで地方消費税交付金も上がってくる。それはそれで、そういった行財政の需要も上がってくるということで、国も認めてそのような措置をされますとの答弁がありました。

また、弥富市はスポーツの振興、文化の振興を進めているので、なるべく市民に負担をかけずにスポーツ・文化の振興に努力していただきたいとの質問に、市側より、施設の利用には費用がかかりますので、御理解いただきたい。スポーツの振興には健康都市宣言をしておりますので、別の形で対応していきたいとの答弁がありました。

続いて、議案第48号令和元年度弥富市一般会計補正予算（第1号）、議案第51号令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議案第52号令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の3件を一括審査しました。

最初に市側より説明があり、委員より、農業集落排水事業の機能強化対策工事請負費というのは、真空ポンプに対応するものですか。それとも処理場の電気・機械設備の更新事業を含むものですかとの質問があり、十四山北部、弥富北西部、広大海の真空弁ユニット、ポン

プの更新ですとの答弁がありました。

次に、所管を入れかえ、民生部、教育部の所管する事項の審査に入り、まず議案第38号弥富市国民健康保険税条例の一部改正についてから議案第42号弥富市介護保険条例の一部改正についてまで、以上5件を一括審査いたしました。

委員より、家庭的保育事業の卒園後とは小学校と思うが、確保できないとはどういう想定ですかとの質問があり、市側より、市町村認可事業の地域型保育はゼロ歳から2歳を対象としており、保育の提供終了後も家庭的保育事業者は満3歳以上児童に必要な教育や保育が継続的に提供されるよう、保育所、幼稚園、または認定こども園などの連携施設を確保することとなっております。令和2年3月31日まで経過措置として確保しないことができるようになっており、多くの事業所が確保できていない現状に合わせ改正となりますとの回答がありました。

以上のような質疑がありました。

次に、議案第48号令和元年度弥富市一般会計補正予算（第1号）から議案第50号令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上3件を一括審査しました。

最初に市側より説明があり、質疑はありませんでした。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て討論に入り、議案第34号公の施設の使用料の改定に関する条例の制定について、議案第36号弥富市税条例等の一部改正について、議案第37号弥富市行政財産目的外使用料条例の一部改正について、議案第42号弥富市介護保険条例の一部改正について、議案第43号弥富市都市公園条例の一部改正について、議案第44号弥富市下水道条例の一部改正について、議案第45号弥富市汚水処理施設条例の一部改正について、議案第46号弥富市道路占用料条例の一部改正について、議案第50号令和元年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、公的施設を使用する市民に消費税を賦課することは二重になるのではないかと。財源が消費税増加分で軽減されるものもあるが、軽減されるより消費税の負担のほうがはるかに多くかかるため、消費税を財源とするには賛同できない。軽減するなら消費税ではなくほかの財源で対応すべき。消費税に伴うシステム改修は消費税増税を行うべきでない。

議案第40号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、弥富市に事業所はないが、受け皿もないのに認めていくのは容認できない。

議案第41号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、資格が取りやすく、人材が確保しやすいという点はあるものの、今後、こうした研修が緩和されて安易なものになっていくおそれがあります。昨今では、児童虐待や認可外施設等の子供に対しての事件が後を絶たない状況で、こうした緩和が行われることに対して不安が残る。

議案第48号令和元年度弥富市一般会計補正予算（第1号）については、マイナンバーのシステムのサーバー代が含まれ、国の予算ではあるが、約1,800の自治体があるとし、日本全国で4,300億円以上が1回のシステム改修にこれだけの税金が無駄に使われるのであれば、廃止し、社会保障に回すべきと考えたとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第33号は全員賛成で原案を了承、議案第34号は賛成多数により原案を了承、議案第35号は全員賛成で原案を了承、議案第36号、議案第37号は賛成多数により原案を了承、議案第38号、議案第39号は全員賛成で原案を了承、議案第40号から議案第46号は賛成多数により原案を了承、議案第47号は全員賛成で原案を了承、議案第48号は賛成多数により原案を了承、議案第49号は全員賛成で原案を了承、議案第50号は賛成多数により原案を了承、議案第51号、議案第52号は全員賛成で原案を了承しましたことを御報告し、行財政委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしを確認しました。

これより討論に入ります。通告に従い、まず反対討論を許します。

那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

日本共産党弥富市議団を代表しまして、議案第34号、36号、37号、40号、41号、42号、43号、44号、45号、46号、48号、50号について、反対の立場で討論させていただきます。

まず議案第34号、36号、37号、42号、43号、44号、45号、46号、50号についてでございます。

この議案に対しては、消費税増税を前提として、各種公共施設、グラウンド、下水道などの利用料や使用料の値上げ、または消費税増額分を財源とし、介護保険料の一部や住宅控除の期間延長であったりする議案となっております。

まず弥富市は、特例によって国に対して消費税を納めることはないという答弁がございました。納める必要のない消費税分を公共料金に反映させるべきではないと考えます。公の施設でも維持管理に消費税分の負担がかかるということでございますが、市はスポーツ・文化を推進している立場として、その会場やグラウンドの使用料を値上げすべきではないし、生活に直結する下水道料金を値上げすべきではないと思います。

そもそも消費税増税を前提としていますが、95歳まで生きるのに厚生年金をもらっても2,000万円不足すると試算が出ています。これが41歳以下だと3,600万円も預貯金が必要という資産が出ておる、そんなときに、さらに生活費を圧迫するような消費税を上げるべきでは

ないと思います。

今、市がとる立場は、消費税増税を容認して公共施設などの値上げをするべきではなく、国に対して住民を守る立場で消費税増税反対の意見を上げるべきだと思います。

また、議案第42号は、消費税を財源に介護保険料などの一部負担の軽減がありますが、軽減される額よりも消費税増税のほうが何倍も生活にかかる負担は大きくなります。それに、そうした社会保障に関しての財源は、所得の少ない人ほど生活費の負担が重くなる逆進性の強い消費税ではなく、別の方法で財源を確保すべきです。

別の方法とは、第1に、大企業に中小企業並みの当たり前の法人課税をすることで4兆円、第2に、大株主優遇税制を改め、諸外国と同じような税率にし、最高税率を引き上げることで3.1兆円、第3には、米軍への思いやり予算などの廃止で0.4兆円、合わせて7.5兆円の財源で消費税にかわる財源を持続可能な形で生み出すことができます。

さらには、平和憲法9条を持つ国として、ステルス戦闘機などの6兆円の爆買いをやめて5兆円を超える軍事費を見直し、正すことにより、さらなる財源を生み出すことができます。今すべきことは消費税の増税ではなく、こうした当たり前の税金の集め方、使い方にするよう、国に対して意見を上げるべきではないでしょうか。

また、議案第40号については、弥富市には家庭的保育事業はまだないとはいえ、現実的にゼロから2歳児の乳幼児の市内保育所の待機児童があり、こうした事業がいつ参入してくるかはわかりません。その中で受け皿もないのに認可できるような規制緩和は認めることはできません。

議案第41号に関しましては、児童クラブのスタッフの人材が確保しやすくなるとはいえ、昨今では児童虐待や子供に対しての事件・事故が相次ぐ中で、こうした研修の緩和がなされることに不安を覚えます。

最後に、議案第48号に関しましては、マイナンバーシステムのサーバー改修費用として約240万円ほどの補正予算となっておりますけれども、マイナンバーカードの発行は、弥富市の人口の1割にも満たない状況で、マイナンバーが有効に活用されているとは言えません。全国約1,800ほどの自治体があると考えれば、このマイナンバーシステムの1回の改修に4,300億円以上の税金が投入されることとなります。かなりの頻度でこうしたメンテナンスが行われているので、さらに恐ろしいほどの金額、税金が、この費用対効果もないものにじゃぶじゃぶと使われていることとなります。

全額国の予算でおりてきて、一見、弥富市の財政には影響がないように見えますが、市民の払う税金がこのようなものに無駄に使われているものを容認するわけにはいきません。このようなものに使うのならばマイナンバー制度を廃止し、社会保障の財源として使った方ははるかに有用なものと考えます。市としても、ぜひこの立場で国に対して要望するよう行っ



ていただきたいと思います。

以上の理由で、この12議案に対して反対の立場で討論し、他の議員の方への賛同を呼びかけ、討論を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

議案第33号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号、議案第39号まで、以上2件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号、議案第39号まで、以上2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第43号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号、議案第52号、以上2件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号、議案第52号、以上2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議員派遣について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第22、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本案は会議規則第167条の規定により、お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付をしたとおり議員派遣をすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第23 閉会中の継続審査について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第23、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、令和元年第2回弥富市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時24分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 大 原 功

同 議員 加 藤 克 之